

介護報酬の算定構造(案)

介護予防サービス

：平成21年度見直し案箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合(※)	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1,234単位)	×80/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2,468単位)				
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 4,010単位)				
ニ 初回加算 (1回につき +200単位)					

注：特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※平成21年3月31日時点で3級訪問介護員が指定介護予防訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定介護予防訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 854単位)		×95/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)						

注：特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (285単位)	×90/100	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合 +25/100	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	特別地域介護予防訪問看護加算 +15/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
	(2) 30分未満 (425単位)									
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)									
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)									
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (230単位)	×90/100	深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位
	(2) 30分未満 (343単位)									
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)									
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)									
サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)										1月につき +250単位

注：特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	短期集中リハビリテーション実施加算 +200単位
	介護老人保健施設の場合		
1回につき 305単位			
サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防在宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 介護予防在宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 介護予防在宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (530単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (450単位)	
ニ 歯科衛生士が行う場合(月4回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (350単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (300単位)	
ホ 保健師、看護師が行う場合 (400単位)		注 准看護師が行う場合 ×90/100

※ ロ(1)(2)及び(2)(2)について、がん末期の患者及び中心神経系疾患患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ 居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている者をいう。

6 介護予防通所介護費

基本部分		注		注	注
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 2,226単位)	×70/100	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は 利用者数が利用定員を超える場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
	要支援2 (1月につき 4,353単位)				
ロ アクティビティ実施加算 (1月につき 53単位を加算)					
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)					
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)					
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)					
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)			

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注		注	注
イ 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 (1月につき 2,496単位)	×70/100	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は 利用者数が利用定員を超える場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
	要支援2 (1月につき 4,880単位)				
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)					
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)					
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)					
ホ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)			
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)			

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注			注	注	注	注	注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (492 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (611 単位)									
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (536 単位)									
		要支援2 (667 単位)									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (464 単位)								
		要支援2 (577 単位)									
(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (514 単位)										
	要支援2 (633 単位)										
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (571 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 (695 単位)									
	(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (571 単位)									
		要支援2 (695 単位)									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (540 単位)								
		要支援2 (671 単位)									
(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (540 単位)										
	要支援2 (671 単位)										
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										

9 介護予防短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注				
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		b.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (631 単位) 要支援2 (785 単位)										
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	a.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (572 単位) 要支援2 (712 単位)										
		b.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (631 単位) 要支援2 (785 単位)										
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (572 単位) 要支援2 (712 単位)										
		b.介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (631 単位) 要支援2 (785 単位)										
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (638 単位) 要支援2 (794 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		b.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要支援1 (638 単位) 要支援2 (794 単位)										
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	a.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (638 単位) 要支援2 (794 単位)										
		b.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要支援1 (638 単位) 要支援2 (794 単位)										
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (638 単位) 要支援2 (794 単位)										
		b.ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	要支援1 (638 単位) 要支援2 (794 単位)										

注 特別療養費
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)
(4) 緊急時施設療養費
(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
(二) 特定治療
(5) サービス提供体制強化加算
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

：特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		夜勤を行う職員が勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	管理職が基準に定められた管理職員の員数に20/100を超えて増えた数	僻地の医師確保計画を提出したものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を超えて増えた数未満である場合	僻地の医師確保計画を提出したものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を超えて増えた数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない専科ユニットアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	医誌の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理状態緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(1) (夜来型加算)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	要支援1 (548 単位)														
	要支援2 (681 単位)														
	(二) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(2) (夜来型加算)														
	要支援1 (632 単位)														
	要支援2 (786 単位)														
	(三) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(3) (夜来型加算)														
	要支援1 (512 単位)														
	要支援2 (636 単位)														
	(四) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(4) (多床型)														
	要支援1 (596 単位)														
	要支援2 (741 単位)														
(五) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(5) (多床型)															
要支援1 (487 単位)															
要支援2 (605 単位)															
(六) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(6) (多床型)															
要支援1 (571 単位)															
要支援2 (710 単位)															
(2) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(1) (夜来型加算)	-25単位	×70/100	-	-	-12単位	-	-	-	-	-	-	-	-	
	要支援1 (548 単位)														
	要支援2 (681 単位)														
	(二) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(2) (夜来型加算)														
	要支援1 (632 単位)														
	要支援2 (786 単位)														
	(三) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(3) (夜来型加算)														
	要支援1 (548 単位)														
	要支援2 (681 単位)														
	(四) 病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(4) (多床型)														
	要支援1 (632 単位)														
	要支援2 (786 単位)														
(3) ユニッタイプ病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニッタイプ病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(1) (ユニット型加算)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	要支援1 (639 単位)														
	要支援2 (795 単位)														
	(二) ユニッタイプ病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(2) (ユニット型加算)														
要支援1 (639 単位)															
要支援2 (795 単位)															
(4) ユニッタイプ病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニッタイプ病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(1) (ユニット型加算)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	要支援1 (639 単位)														
	要支援2 (795 単位)														
	(二) ユニッタイプ病院療養介護施設介護予防短期入所療養介護費(2) (ユニット型加算)														
要支援1 (639 単位)															
要支援2 (795 単位)															
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
(6) 特定診療費															
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)														
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)														
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														

※ 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 医師の人員配置削減を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (531 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 -60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (660 単位)						
		b. 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (615 単位)						
			要支援2 (765 単位)						
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護 <3:1>	a. 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)						
			要支援2 (573 単位)						
		b. 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (550 単位)						
			要支援2 (684 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 (622 単位)	×97/100					
			要支援2 (774 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		要支援1 (622 単位)						
			要支援2 (774 単位)						
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(4) 特定診療費									
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	併地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (847 単位)					
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <多床室>	要支援1 (958 単位)						
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <一般病院>看護<4:1>介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (780 単位)					
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (864 単位)					
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) <一般病院>看護<4:1>介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (757 単位)					
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (841 単位)					
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) <一般病院>看護<4:1>介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (744 単位)					
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (828 単位)					
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) <一般病院>経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (682 単位)					
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (793 単位)					
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (584 単位)					
			要支援2 (744 単位)						
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (668 単位)						
		要支援2 (849 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット個室>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット個室>	要支援1 (960 単位)					
			要支援2 (1,115 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット単個室>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット個室>	要支援1 (960 単位)					
			要支援2 (1,115 単位)						
		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット単個室>	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット個室>	要支援1 (871 単位)					
			要支援2 (1,062 単位)						
	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット単個室>	b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット単個室>	要支援1 (871 単位)						
		要支援2 (1,062 単位)							
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	介護職員の員数が基準を満たさない場合	個別機能訓練加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (203 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1月につき +80単位		
	要支援2 (469 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 60 単位)			×70/100			1日につき +20単位	介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) 介護予防福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付風呂			
	特殊寝台			
	特殊寝台付風呂			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器				
移動用リフト				

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(412単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)